

コンプライアンス案件についての報告 (2)

区 分	報告	対象範囲	オルタナティブ投資室
エグゼクティブサマリー ○ 前回の経営委員会で内部通報及び外部通報に関する規程に基づく2件の通報案件を報告し、ご意見をいただき、第18回内部統制委員会（2019年4月23日開催）において再発防止策を議決、報告。 ・ 再発防止策 ① ルールの明確化 ・ ファンド関係者との接触の際のルールの明確化 ・ 正当な理由がないアテンド禁止等、ルールの明確化 ② コンプライアンスの一層の徹底 ・ 理事長訓示 ・ 上記ルールについての、コンプライアンスハンドブックの改訂及び役職員への周知徹底 ・ 研修（eラーニング受講） ・ 事案における関係者への対応 ○ 懲戒事案への対応			
バックグラウンド ○ に関する内部通報事案			
今後の予定 ○ 役職員に対してコンプライアンス研修（eラーニング）を実施（今月開始を予定）			

① ルールの明確化

■ファンド関係者との接触の際のルールの明確化

→以下のとおり、
入れる取扱いとする。

に対して、面談時に書面にて申し

本日の面談は、情報収集を目的としたものです。個別の銘柄（ファンド・オブ・ファンズ、個別ファンド、セパレート・アカウント等の運用商品や、個別企業を含みますがそれらに限りません）の取得検討を目的としたものではありません。

また、年金積立金管理運用独立行政法人が本日の面談の情報を利用して、選定済みの運用受託機関に対して個別の銘柄の取得を指示することはありません。

→コンプライアンスハンドブックへ記載するとともに、オルタナティブ投資室において、業務マニュアルを改訂し徹底。

コンプライアンスハンドブック記載（案）（追加記載事項を赤字にて表記）

— 就業規則において求められている事項 —

1. 勤務心得〔規則第4条〕

○ 職員は、管理運用法人の公共的使命を自覚し、公平誠実を旨としてその職務に専念しなければなりません。

（注）公平に職務を執行するだけでなく、例えば、取引先の選定等において、その選定期間中に特定の親しい者とだけ会合を持つなど国民から疑念を持たれる行為についても避けなければなりません。運用機関との面会のルールについては、「運用機関との面会については公募中であっても可能とする。ただし、運用機関選定との関係において、公平性や情報管理についての疑義を持たれることがないように、複数の職員で参加するとともに、管理運用法人側の面談意図、面談内容を記録に残すこととする。」としています。

加えて、[]ファンド等関係者との面談に際し、「面談の目的は情報収集であり個別の銘柄の取得検討ではないこと、運用受託機関に対して個別の銘柄の取得を指示することはないこと」について書面にて申し入れること等を通して、国民から疑念を持たれないよう留意することが必要です。

再発防止策②

■ 正当な理由がないアテンド禁止等、ルールの明確化

→正当な理由がなく利害関係者からアテンドをしてもらうことは、倫理規程上の禁止事項であり、利害関係者からの無償の役務の提供に該当することを明確化する。

→コンプライアンスハンドブックへ記載する。

コンプライアンスハンドブック記載（案）（追加記載事項を赤字にて表記）

－ 倫理規程における留意事項 －

6. 利害関係者からのサービスの提供について

次の場合を除き、原則として、利害関係者から無償でのサービスの提供を受けることはできません。〔規程第6条、第7条〕

- ① 職務として利害関係者を訪問した際に、利害関係者の社用車などを利用する合理的な理由があるとき
- ② 私的な関係がある利害関係者から無償でサービスの提供を受けること（国民の疑惑や不信を招かない場合に限定）

（注）例えば、正当な理由がなく利害関係者からアテンドをしてもらうことは禁止されています（正当な理由とは、例えば、運用受託機関の評価に際し、第三者的な意見を求めるため活用しているコンサルを同行する場合等）。

② コンプライアンスの一層の徹底

- ① 役職員全員に対する理事長からの訓示 → 4月25日実施済（別添参照）
- ② 上記コンプライアンスハンドブックの改訂及び役職員への周知徹底 → 4月25日実施済
- ③ 役職員を対象とするコンプライアンス研修実施（eラーニング受講）
（案）コース名：「企業倫理・コンプライアンス リスク感度アップコース」

事案における関係者への対応

- ・業務の適正性確保のため、以下のとおり必要な措置を実施する。

通報対象者のA氏は今回の業務に携わらない取扱いとし、業務を再開する。
なお、今回の業務で選定された投資一任業者に対しては、G P I F から個別ファンドについての指示をしない旨明言する。

案件業務は一旦白紙とし、当該業務の運用者の決定には通報対象者のG氏は携わらない取扱いとする。

懲戒等事案への対応

○ 懲戒（制裁）委員会開催

第1回（4月16日）懲戒等事案について、理事長に提出する意見（処分案等）を審議

第2回（4月25日）弁明を踏まえて、意見（処分案等）を決定

○ 違反行為等への該当性及び懲戒処分等の内容

【事案 1】

対象者である職員1名については、行動規範（法令等の遵守と高い職業倫理の保持、公正な取引）に違反するものとして「厳重注意」とし、業務上の監督責任を有する職員2名については、それぞれ「厳重注意」及び「注意」とした。

【事案 2】

対象者である管理職員1名については、倫理規程（利害関係者による無償の役務の提供の受領禁止）及び行動規範（法令等の遵守と高い職業倫理の保持、公正な取引）に違反するものとして懲戒処分である「戒告」とした。

また、担当理事については、監督責任を認め「厳重注意」とし、他の対象者である職員1名については、業務上の指導を行った。

○ 処分等の実施及び公表

4月25日に処分等を実施し、同日に、公表基準（内規）に基づき、懲戒処分（戒告）の実施に関するプレスリリースを厚生労働記者会に配付するとともに、法人ホームページ上で公表した。

※独立行政法人が懲戒処分を行った場合の公表方法にルールがないことを総務省に確認の上実施。

役職員のみなさん

本日、懲戒処分を受けて、別添プレスリリース「職員の懲戒処分の実施について」を公表しました。プレスリリース記載の事態が生じたことに関しては、当法人の業務に関する国民の疑惑や不信を招きかねない行為として、法人の長として、事態を重く受け止めています。今回の事案を教訓として、役職員一人ひとりがコンプライアンスを遵守することの重要性をあらためて認識し、より健全な組織を作り上げていくことが重要であると考えています。

これまでも、役職員のみなさんは、当法人の社会的使命を理解し、高い職業倫理に基づき行動してきたものと思います。しかしながら、本事案を受けて、当法人に対して今まで以上に厳しい視線が注がれる可能性が高まることは否定できません。当法人の社会的使命、そして、当法人に対する社会的関心の高まりを踏まえ、役職員一人ひとりが、コンプライアンスに対する高い意識を常に保持し続ける必要があります。そのため、再発防止策として、コンプライアンスハンドブックに「利害関係者との接触ルール」を明確化する文言を盛り込み、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施します。

今回の事案は、全ての役職員が重く受け止めるべきものと考えています。一方で、内部通報及び外部通報制度の趣旨に則し、組織の自浄作用が実効的に働き、通報を踏まえた予防措置が果断になされたという点では、より重大なリスクを回避し得たと考えることもできます。そして、このような内部統制がしっかりと機能する組織を築き上げていくことこそが、ステークホルダーからの信頼獲得等にも資するものと考えています。

法令遵守・コンプライアンスの徹底は、全ての業務の基本です。経営委員会では、コンプライアンス遵守の意義を実感し、些細なことでも互いに相談しあえるリスクカルチャーの醸成が重要との意見もいただきました。役職員のみなさんにおかれましては、あらためて「投資原則」、「行動規範」を含めたコンプライアンスハンドブックの内容を再確認するとともに、再発防止策を徹底してください。

そして、全役職員が一丸となって、専ら年金被保険者の利益のために受託者としての責務を果たし、国民の皆様から一層信頼される組織を築いていきたいと思います。

2019年4月25日
理事長 高橋 則広

平成31年4月25日

職員の懲戒処分の実施について

当法人は、本日付けで、下記職員を懲戒処分といたしました。

このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

本事案を重く受け止め、全役職員に対する綱紀肅正と研修等を通じた再発防止策の徹底により、国民の皆様から信頼される組織づくりに努めてまいります。

記

1. 被処分者及び処分内容

職員（管理職） 戒告

※ 併せて、本事案に関わる法人全体の監督責任として、理事長については俸給等月額の10%（1か月）を辞退する。

2. 事案の概要

- 機関投資家との共同投資に係る情報収集等を目的とした職員の海外出張に、利害関係者に相当するA社（運用会社）が出張のアテンドを行っている事実が判明した。
- これは、「利害関係者による無償の役務の提供」の受領を禁止した内規（倫理規程）に違反しており、当法人の業務に関する国民の疑惑や不信を招きかねない行為である。
そのため、関係者への調査等を行った上で、上記処分を実施した。
- なお、被処分者によるA社への情報漏えいや、被処分者がA社から便宜供与（会食費の負担等）を受けている事実は認められなかった。

3. 再発防止策等

① 利害関係者との接触ルールの明確化

正当な理由のないアテンドの禁止など、内規で禁じられている「利害関係者による無償の役務の提供」に該当する事例を具体化することで、利害関係者との接触ルートを明確化する。

併せて、当該具体例を、全役職員に配布している「コンプライアンス・ハンドブック」に明記する。

② コンプライアンスの一層の徹底

全役職員に対して理事長から訓示を行うとともに、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施する。

その際、「コンプライアンス・ハンドブック」の内容についても、再度、周知徹底する。

③ 本事案への対応

本海外出張に係る運用会社の決定には、被処分者は携わらない取扱いとする。

以 上